

# 医療安全相談窓口 対応マニュアル

平成 16 年 9 月

札幌市保健所医務薬事課

## 目 次

相談の対応参考区分 .....	-1-
1 無資格者による医療行為 .....	-3-
2 衛生管理が悪い .....	-5-
3 診療拒否 .....	-6-
4 従事者の不足 .....	-8-
5 診断書 .....	-10-
6 カルテ（診療録）の開示 .....	-11-
7 守秘義務 .....	-13-
8 インフォームドコンセント .....	-15-
9 セカンドオピニオン .....	-16-
10 入院患者の超過収容 .....	-17-
11 感染性廃棄物 .....	-18-
12 診療内容に不満 .....	-19-
13 医療過誤・医療事故 .....	-20-
14 従事者の対応・態度が悪い .....	-21-
15 施設設備が悪い .....	-22-
16 強制退院 .....	-23-
17 精神病院での入院強要・処遇 .....	-24-
18 医療費（保険一部負担金） .....	-25-
19 保険外負担 .....	-26-
20 差額ベッド料 .....	-28-
21 病院の初診に関する費用 .....	-30-
22 付き添い看護 .....	-32-
23 院外処方せん（特定薬局への誘導） .....	-33-
24 院内薬局と院外薬局との費用の違い .....	-35-
25 院内感染 .....	-37-
26 院内感染（結核、食中毒） .....	-39-
27 医療機関から出る煙・悪臭・騒音 .....	-40-
28 健康や病気に関する相談 .....	-41-
29 薬物依存 .....	-42-
30 施術所（無資格、無届出） .....	-43-
31 医療機関等に関する照会 .....	-45-
32 救急病院の照会 .....	-47-
33 無資格者による調剤行為及び医薬品の販売 .....	-48-
34 調剤薬局で処方せんと違う薬を交付された .....	-49-
35 薬局、薬店の衛生管理が悪い .....	-50-
36 薬局で調剤された薬を飲んだら具合が悪くなった .....	-51-
37 病院で処方された薬の種類や薬効を知りたい .....	-52-
38 薬の種類や薬効を知りたい .....	-53-

# 1 無資格者による医療行為

(医療法等)

## 具体例

- ・ 看護助手に注射をされた。
- ・ 事務員が調剤している。
- ・ 看護師・助手がレントゲン撮影をしている。
- ・ 助手が検眼している。
- ・ 歯科助手が歯石除去をしている。

## 対応方法

医療行為について、医師法等それぞれの関係法令により、無資格行為が禁じられている。

相談内容から、無資格者による医療行為が疑われる場合は、保健所で事実関係を確認し、無資格行為が確認された場合には、関係法令に基づき改善指導を行う。

なお、診療所では、確認できる記録類が少ないことが予想されるため、相談者からできるだけ具体的な内容を聴きとることが望ましい。

## 根拠法令等

### 医療法

#### 第 15 条（管理者の監督義務）

病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。

2～3 略

### 医師法

#### 第 17 条（医師でない者の医業の禁止）

医師でなければ、医業をなしてはならない。（罰則 第 31 条）

### 保健師助産師看護師法

#### 第 31 条（非看護師の業務禁止）

看護師でない者は、第 5 条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 略（罰則 第 43 条）

#### 第 32 条（非准看護師の業務禁止）

准看護師でない者は、第 6 条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。（罰則 第 43 条）

#### 第 37 条（特定行為の制限）

保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があった場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助

産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。（罰則 第44条の2）

#### 薬剤師法

##### 第19条（調剤）

薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。

(1)～(2) 略（罰則 第29条）

#### 診療放射線技師法

##### 第24条（禁止行為）

医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ、第2条第2項に規定する業をしてはならない。（罰則 第31条）

#### 医行為についての参考通知等

レーザー光線等による毛乳頭・皮脂腺開口部等の破壊、皮膚表面に針で墨等の色素を入れる、化学薬品によるしわ・しみ等の表皮剥離（平成13.11.8 医政医発105）

検眼（昭和29.11.4 医収426）

コンタクトレンズの取扱い（昭和33.8.28 医発686、平成6.11.15 東京高裁判例）

二重瞼、口唇縫縮、降鼻、植皮、植毛、ニキビ・あざ・しみおよびそばかすの除去（昭和39.6.18 医事44の2）

器具で耳に穴をあけイヤリングの装着（昭和47.10.3 医事123）

血液型の検査、血液検査、糞便検査、淋菌検査、梅毒反応試験（昭和23.8.12 医312）

永久脱毛行為（電気分解法、高周波法）（昭和59.11.13 医事69）

シミ・ホクロ・あざなどに肌色等の色素を注入（平成元.6.7 医事35）

脱毛（医療用レーザー脱毛機器）皮膚の表面に墨等の色素を入れる（電動式アートメイク器具）しみ・そばかす・ほくろ・あざ・しわ等の除去のため化学薬品で表皮剥離（平成12.6.9 医事59）

静脈注射（平成14.9.30 医政発0930002）

麻酔行為（昭和40.7.1 医事48）